

業務改善の実施状況報告

組織名	近畿中国森林管理局 岡山森林管理署	連絡先	050-3160-6135
所管する業務の概要	国有林野の管理運営、治山事業等の実施等		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 業務における心構え ・接遇において電話対応のポイントを取りまとめ、一目で確認できるように改善して全職員が活用できるようにしている。	・接遇の向上を図るために、ポイントを絞った職場内研修の実施と週替わりに「接遇の目標」を設定して定着に努める。
(2) 農林水産業の振興と消費者利益の関係 ・事業予定地の下流域施設（簡易水道・養魚場等）等とのトラブルを防止するために事業実行前に事業説明を行うなど下流施設等への配慮に心がけて実行している。	・事業計画の作成にあたっては、下流域の水道施設・養魚場等の位置を図面化して事前に問題点等を計画に反映させる。
(3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢 ・苦情等については、担当者へ確実に引継ぐとともに、担当者不在時はメモ取りを行い担当課長・担当係へ渡すなど丁寧・迅速な対応に努めている。	・対応に当たっては、担当者等へ確実に引き継ぐためのメモ様式を作成する。
(4) 国民への情報提供姿勢 ・イベントにおいては、専門用語はできるだけ用いず、分	・イベントがマンネリ化にならないように、参加者がどのようなことを求めているか等のアンケート調査を実施し、ニーズを把握する。

かり易い言葉での説明に心がけている。

- ・案内標識等で腐食、読みにくい、見えにくい看板は巡視の際に撤去してきており、必要な箇所についても新たな看板の設置に努めている。

- ・貸付地内の腐食した看板は、契約相手方に状況を連絡し、撤去又は取り替えを行うよう指導している。

- ・メールでの問い合わせ（質問）で、直ぐに返答できない場合は、返答期限を設けて相手方に返答する意志があることを伝えるようにしている。

2. 国民視点に立った業務の遂行について

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

・今後の課題とその改善策

(1) 政策・事業（業務）等の企画立案・推進に関する取組

- ・ネットワークの掲示板等を活用して署及び各森林事務所との相互の情報発信で情報の共有化を図るようにしている。

- ・専門用語がわかりにくいので、専門用語の解説を作成し、全職員が活用できるようにしている。

- ・ホームページを充実するために、写真や図を活用し、見やすいものとなるように工夫する。

(2) リスク管理に関する取組

- ・署、各森林事務所において、山地災害、林野火災、労働災害時の緊急連絡体制について、定期点検を実施している。

- ・請負実行箇所の安全パトロールを労働基準監督署との合同で実施し、労働災害の未然防止に努めている。

<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の異動があった場合は、メモによる確実な事務引き継ぎをするようにしている。 	
<p>(3) 食の安全に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備を実行する際は、水道水、農業・漁業など、下流域への配慮に心がけた事業実行に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道や養魚場の位置を図面に入れ、事業計画、事業実行に反映させる。

<p>3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議における署内及び森林官の連絡事項は、様式にまとめ会議時に配布するようにしている。 ・森林技術センターとの情報を共有するために、ネットワーク上のスケジュールの登録機能を活用して各種行事等を掲載するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達研修等が多く、時間確保に苦慮している。効率的な実施をさらに検討する。

<p>4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の技術力の向上について、造林及び間伐（活用型を含む）事業の監督員を森林官に担当させ、現場技術の定着を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に困難な活用型間伐事業の監督については、1年目は監督員補助者、2年目は監督員、3年目は一人立ちできる監督員という構想で計画的に技術者の育成を図る。